

産業廃棄物処理計画書	
平成27年 6月 3日	
大分県知事 殿	
提出者 住 所 福岡県福岡市中央区渡辺通4-10-10 氏 名 株式会社熊谷組 九州支店 支店長 平島 司 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 092-721-0158	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社熊谷組 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通4-10-10
計画期間	平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 : 19,725 百万円
③ 従業員数	157人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 図-1 廃棄物処理フロー図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 図-2 建設副産物管理体制表のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成26年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・ISO14001に係る取り組みの中で廃棄物の適正処理に関する教育を行っている。 ・作業所業務においては協力業者を対象として新規入場時教育等により産業廃棄物の排出抑制ならびに分別の教育指導を行っている。 ・余剰資材の発生しない資材搬入管理を行う。 ・効率的な歩留まりを考慮した資材の発注を行う。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も現状の取組みを維持して行く。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を分別する。 ・コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くず、金属くず、紙くず（段ボール）については、分別を徹底する。 ・現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も現状の取組みを維持して行く。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成26年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	t t	
(これまでに実施した取組)		
特になし。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	t t	
(今後実施する予定の取組)		
特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成26年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	t t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
t t		
(これまでに実施した取組)		
特になし。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	t t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
t t		
(今後実施する予定の取組)		
特になし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成26年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	t	t
(これまでに実施した取組)		
特になし。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	t	t
(今後実施する予定の取組)		
特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成26年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
t	t	
(これまでに実施した取組)		
・アスファルトについては、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・コンクリートについては、自社にて再利用を促進するとともに、再利用できない場合は、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・木くずについては、分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、チップ化、堆肥化、固形燃料化などを行うことで再資源化する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
(今後実施する予定の取組)			
・今後も現状の取組みを維持して行く。			
※事務処理欄			